

生駒市条例第 2 2 号

生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 2 年 9 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

生駒市特別職報酬等審議会条例（昭和 4 3 年 4 月生駒市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（委員）

第 3 条 審議会は、委員 8 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから必要の都度、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市内の公共的団体等を代表する者
- (3) その他市長が必要と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、その職を解かれたものとする。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。